

船舶事故調査報告書

平成23年12月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年12月19日（日） 11時30分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市大原漁港東方沖 大原港東沖防波堤灯台から真方位080° 1,900m付近 （概位 北緯35° 15.6′ 東経140° 25.8′）
事故調査の経過	平成23年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{しんこう} 新幸丸、9.7トン 232-37035千葉、個人所有 13.17m (Lr) × 3.96m × 1.27m、FRP ディーゼル機関、503kW、平成16年12月7日 B 漁船 ^{とういゆ} 東岩丸、0.9トン CB3-75291（漁船登録番号）、個人所有 6.57m (Lr) × 1.87m × 0.71m、FRP ガソリン機関、80kW（漁船法馬力数）、平成元年9月15日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年11月26日 免許証交付日 平成18年6月19日 （平成23年11月25日まで有効） B 操縦者B 男性 69歳 操縦免許 なし
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部などに小範囲のFRP剥離等 B 船体分断
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客12人を乗船させ、平成22年12月19日11時00分ごろ大原漁港東方沖約10海里の釣り場を発進して帰港することとし、約260°（真方位）の針路及び約20ノット(kn)の速力で自動操舵により航行した。 船長Aは、11時15分～20分ごろ、他船が見え始めたので約17knに減速して手動操舵に切り替え、操舵室で立った姿勢で操船に当たり、11時25分ごろ着機時間を調整するために約15knに減速した。 船長Aは、左舷船首方で操業中の小型漁船群を認め、同漁船群の動静に注意して見張りを行っていて、前路のB船に気付かずに航行し、11時30分ごろA船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。

	<p>船長Aは、レーダーを作動させていたが、海面反射があつてレーダー画面上でB船を認識できなかった。</p> <p>甲板員Aは、操舵室左舷側の椅子に腰を掛けて見張りを行っていたがB船に気付かず、また、釣り客は、全員船室内で休んでいた。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、同日11時ごろ、大原漁港東方沖の漁場で機関を中立として漂泊し、ヒラメの一本釣り漁を始めた。</p> <p>操縦者Bは、東南東方に向首したB船の船尾左舷端付近に立った姿勢で釣り竿を左舷方に突き出して漁を行っていたところ、左舷方至近に迫ったA船を認め、衝突の危険を感じて機関を後進にかけたが間に合わず、両船が衝突した。</p> <p>操縦者Bは、衝突前、釣り竿に獲物がかかってリールを巻き上げることに気を取られていたため、A船の接近に気付くのが遅れた。</p> <p>衝突直前に海中に飛び込んだ操縦者Bは、A船に救助され、船体が分断されたB船は、A船及び僚船により大原漁港にえい航された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：うねりの方向 東北東、うねりの高さ 約2～3m</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、大原漁港東方沖を西進中、B船は、大原漁港沖で一本釣り漁を行って漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、左舷船首方で操業中の小型漁船群の動静に注意を向けており、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、船尾左舷端付近で釣り竿に獲物がかかってリールを巻き上げることに気を取られており、適切な見張りを行っていなかったことから、A船が至近に接近するまで気付かなかったものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、操縦免許を有しておらず、B船を操縦してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、大原漁港東方沖において、A船が西進中、B船が漂泊中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	